

(別紙)

行事の開催における落雷事故の防止について

－ 関 東 中 学 校 体 育 連 盟 －

1 基本方針

- (1) 落雷に関しては、現場における迅速な対応が求められるので、競技委員長の判断により適切な対応をとることとする。
- (2) 落雷の予兆があった場合は、屋外での活動は直ちに中止し、危険性がなくなると判断されるまで、参加者を安全な場所に避難させる。
- (3) (2)における活動には、式典や試合だけでなく、終了後の参加者の移動や帰宅も含む者とする。

2 落雷の予見及び行事の中止について

- (1) 事前の天気予報を確認し、気象情報を把握しておく。
- (2) 雷鳴が聞こえた場合、直ちに活動を中止し、参加者（選手・監督、役員、観戦者）を安全な場所に避難させる。
- (3) 雷鳴が聞こえなくなった後、20分間は活動を再開せず安全を確認する。

3 避難場所について

- (1) 参加者を避難させる安全な場所については、具体名を示し、場所を限定する。
- (2) 「安全な場所」とは、自動車、バス、列車、鉄筋コンクリート建築の内部を指す。
- (3) 本格的な木造建築の内部も安全であるが、テントやトタン屋根の小屋等は屋外と同様に落雷の被害を受ける危険性がある。
- (4) 軒先への避難は、表皮効果（建物の外側は電流が流れやすい）により危険であり、避難させてはならない。
- (5) 樹木の下は落雷を受けやすいため避難させてはならない。

4 その他

- (1) 屋内の行事についても、落雷により終了後の参加者の移動や帰宅において、その安全が確保されないと判断される場合は、屋内にとどませるなどの処置をとる。
- (2) 避難場所が確保されない会場での行事の実施は計画してはならない。